

## 八王子市自殺対策検討会議開催要綱

(名称)

第1条 本会議は、八王子市自殺対策検討会議（以下「会議」という。）とする。

(目的)

第2条 会議は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条の規定による自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）に基づき、関係機関及び民間団体等の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進することを目的とする。

(意見聴取事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を意見聴取する。

- (1) 八王子市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 自殺の実態把握に関すること。
- (4) その他、自殺対策の推進について必要な事項等に関すること。

(参加者)

第4条 会議は、参加者16人以内により構成される。

2 構成員は、次に掲げる区分の者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) 警察関係者
- (7) 消防関係者
- (8) 法律関係者

(8) 民間支援団体関係者

(9) 公募による市民

(10) 行政関係機関

(11) 市職員

(任期)

第5条 構成員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、構成員がかけた場合における補欠の構成員は、前任の残任期間とする。

(座長等)

第6条 座長は、学識経験者をもって充て、会務を総務し会議を代表する。

2 副座長は、座長が指名する者をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(会議等)

第7条 会議は座長が招集する。

2 会議は、構成員の半数以上の出席により開催することができる。なお、構成員が出席できない場合においては、所属する団体等の中で、構成員が指名する者を代理として出席させることができる。

3 会議は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見・説明等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は健康部保健対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項は健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

自殺対策検討会議構成員

部	門
学識経験者	大学1名
医療関係者	医師会（精神科医療機関1名、救急病院1名）
福祉関係者	民生・児童委員1名
教育関係者	教育委員会1名
労働関係者	商工会議所1名、連合南多摩地区協議会1名
警察関係者	1名
消防関係者	1名
法律関係者	弁護士 1名
民間支援団体関係者	東京多摩いのちの電話1名、全国自死遺族総合支援センター1名
公募による市民	2名
行政関係機関	東京都立多摩総合精神保健福祉センター1名
市職員	保健所長
事務局	保健所保健対策課